

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年三月二十四日

指令川建セ第二八〇〇五四〇号

二 検査済証番号

平成二十九年八月三日

川建セ第二九〇〇二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字イゴ田百四十二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市仲町三番三十九号

関口 八重子